

定款

株式会社・取締役会設置

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、〇〇〇〇株とする。

第7条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

第8条（株式の譲渡制限）

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認したもののみなす。

第9条（相続人等に対する売渡しの請求）

当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第10条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第12条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、代表取締役がその議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第13条（招集の通知）

株主総会の招集の通知は、会日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して発する。

第14条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

第15条（員数）

当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

第16条（選任）

取締役及び監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

第17条（任期）

取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第18条（代表取締役）

当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって取締役の中から選定する。

2 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。

第19条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

第20条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第21条（監査役の監査の範囲）

監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

第22条（報酬等）

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益並びに退職慰労金は、株主総会の決議によって、取締役と監査役とを区分して定める。

第5章 計算

第23条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までの年1期とする。

第24条（剰余金の配当）
剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第25条（配当金の除斥期間）
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附則

第26条（設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額）
当会社の設立に際して出資される財産の価額は金 円とし、その全額を資本金の額とする。

第27条（設立時発行株式及びその払込金額）
当会社の設立に際して発行する株式の数は〇〇〇〇株、その1株の払込金額は金 円とする。

第28条（最初の事業年度）
当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 年 月末日までとする。

第29条（設立時役員）
当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
設立時代表取締役 〇〇〇〇
設立時監査役 〇〇〇〇

第30条（発起人の氏名、住所及び設立時発行株式）
発起人の氏名及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

〇〇〇〇
設立時発行株式〇〇〇株 金 円
〇〇〇〇
設立時発行株式〇〇〇株 金 円

第31条（法令の準拠）
本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社〇〇〇〇を設立するため、発起人〇〇 〇〇がこの定款を作成し、次に記名押印する。

年 月 日

発起人	住所	発起人	住所
氏名	印	氏名	印

※ 取締役会設置会社の取締役は3名以上必要です（会社法331条5項）。取締役会を置く場合、監査役の設定が必要になるのが原則です（会社法327条2項）。非公開会社では、取締役・監査役の任期を定款で10年まで伸ばせます（会社法332条2項・336条2項）。監査役の監査の範囲を会計に関するものに限る定めは登記事項です。